

環境保全協定書（案）

生駒市（以下「甲」という。）とソフトバンク株式会社（以下「乙」という。）は、地域住民の健康を保持し良好な生活環境を保全するため、本市学研高山地区で行う乙の事業活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（基本理念）

- 第1条 乙は、事業活動による環境汚染、事故、災害等を未然に防止し、良好な地域環境を確保するとともに、周辺地域における緑豊かな自然環境との調和を図らなければならない。
- 2 乙は、一事業者として社会的責務を有するものであることを深く認識し、関係法令及び関係指針並びに生駒市学研高山地区環境保全対策基本指針及び別添環境保全計画書（以下「環境保全計画書」という。）を遵守しなければならない。

（環境保全計画書の変更）

- 第2条 乙は、環境保全計画書に変更が生じる場合は、速やかに変更計画書を甲に提出し、協議しなければならない。

（事故、災害等の未然防止対策及び対応措置）

- 第3条 乙は、事故、災害等の未然防止対策及び対応措置について、消防、警察等関係機関と十分に協議し、事故、災害等の緊急時の体制を確立するとともに、これらに基づく教育訓練等を実施しなければならない。
- 2 乙は、事故、災害等の緊急時には、直ちに事業活動の全部又は一部を一時中止し、応急措置を講じるとともに、甲、消防及び警察等関係機関に通報しなければならない。この場合において、事故、災害等の状況に応じ、化学物質等の性状、毒性、環境影響等の情報を併せて報告しなければならない。
- 3 前項の緊急時において、周辺住民の健康若しくは生活環境が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるとき、甲は乙に対し、事故の拡大又は再

発防止のため必要な措置を命ずることができる。

(施設の増改築等)

第4条 乙は、施設の増改築等を行う場合には、あらかじめ施設計画書を甲に提出し、協議しなければならない。

(報告及び立入調査等)

第5条 甲は、環境保全上必要と認める場合には乙に対し、この協定の履行状況についての報告を求め、又は甲の職員を施設内に立入調査させることができるものとし、乙はこれらに協力しなければならない。

(苦情等の処理)

第6条 乙は、周辺住民から環境保全に係る苦情等の申出があった場合には、直ちに甲と協議するとともに、当該苦情等の原因となっている事実について調査しなければならない。

2 前項の調査で乙に原因がある場合には、甲と協議の上、誠意をもって迅速に対応しなければならない。

(補償)

第7条 乙は、事業活動に伴い、乙の責めに基つき周辺住民の健康及び財産に被害を及ぼした場合には、誠意をもって協議し、正当な補償を行わなければならない。

(違反時の措置及び公表)

第8条 甲は、乙がこの協定を遵守しない場合には、乙に対し必要な措置をとるよう指示し、乙は、その指示に従わなければならない。

2 甲は、乙の協定違反により、事故、災害等の発生の恐れが生じ、周辺住民の健康及び財産に被害を及ぼすと認められる場合は、乙に対し、事業活動の全部又は一部の一時中止、その他必要な措置を指示し、乙は、その指示に従わなければならない。

3 甲は、乙が前2項の指示に従わない場合は、その違反内容等を公表することができる。なお、公表する内容については、甲は、乙の知的所有権及び乙

が定める機密情報の保護について配慮し、甲乙協議の上決定するものとする。

(地域社会への協力)

第9条 乙は、甲又は地域住民が推進する地域交流事業等を行う場合には、地域社会の一員として、これらの事業に自主的に取り組むとともに、事業活動の支障とならない範囲において、乙の施設をその利用に供する等、地域社会への協力を努めるものとする。

(疑義の決定等)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年 月 日

甲 奈良県生駒市東新町8番38号
生駒市長 小紫雅史

乙 東京都港区海岸一丁目7番1号
ソフトバンク株式会社
代表取締役社長執行役員 兼 CEO

宮川潤一